

設工認申請書における工事の方法の記載見直しについて

令和2年7月3日
日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

【R2.6.19 ヒアリングコメント】

試験炉規則第3条の2の3では、使用前事業者検査において工事が設工認に従って行われたものであることを確認することを要求している。当該要求事項を満足するための検査を追加すること。

【R2.6.24 ヒアリングコメント】

- ・ 工事フロー図を詳細化し、ホールドポイントがどこであるかを明確にすること。
- ・ 検査項目は試験炉規則第3条の2の3第1項の各号ごとに記載すること。

上記コメントを受け、設工認申請書の「4. 工事の方法」の記載内容を見直した。以下に一例として設工認その12（冠水維持機能喪失時用給水設備の設置）のものを示す。

※下線部が見直しを行った箇所。

4. 工事の方法

4.1 工事の方法及び手順

本申請に係る工事の方法及び手順を図-1.6及び図-1.7に示す。

4.2 工事上の留意事項

本申請に係る工事はその他安全機能を有する施設等に影響を及ぼすことはない。

また、他の新規制基準対応に係る工事（建家耐震改修工事等）の状況を踏まえ、適切な時期に工事を実施する。

4.3 使用前事業者検査の項目及び方法

試験・検査は、工事の工程に従い、次の項目について図-1.6及び図-1.7に示すとおり実施する。なお、検査の詳細については、「使用前事業者検査要領書」に定める。

4.3.1 給水用ホース接続口（原子炉建家壁貫通部）

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

イ. 外観検査

方法：給水用ホース接続口について、目視により外観を確認する。

判定：機能上有害な傷、割れ及び変形がないこと。

ロ. 漏えい検査

方法：給水用ホース接続口について、通水を行い、目視により通水状態を確認する。

判定：継手等からの漏えいがなく、通水可能であること。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

該当なし

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

イ. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査(適合性確認検査)

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われ、下記の技術基準への適合性が確認されていることを、記録等により確認する。

・多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(第39条)

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われ、下記の技術基準に適合していること。

・多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止(第39条)

ロ. 品質マネジメントシステムに関する検査(品質マネジメントシステム検査)

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書」(QS-P10)に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書」(QS-P10)に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

4.3.2 その他の冠水維持機能喪失時用給水設備

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

イ. 外観検査

方法：その他の冠水維持機能喪失時用給水設備について、目視により外観を確認する。

判定：機能上有害な傷、割れ及び変形がないこと。

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

イ. 員数検査

方法：その他の冠水維持機能喪失時用給水設備について、目視により員数を確認

する。

判定：設計仕様に記載された員数を満足すること。

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

イ. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査 (適合性確認検査)

方法：設計の変更が生じた構築物等について、本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われ、下記の技術基準への適合性が確認されていることを、記録等により確認する。

・多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (第39条)

判定：本申請書の「設計及び工事の方法」に従って行われ、下記の技術基準に適合していること。

・多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止 (第39条)

ロ. 品質マネジメントシステムに関する検査 (品質マネジメントシステム検査)

方法：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書」(QS-P10)に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていることを確認する。

判定：本申請書の「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に記載した「原子力科学研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等品質マネジメント計画書」(QS-P10)に従って工事及び検査に係る保安活動が行われていること。

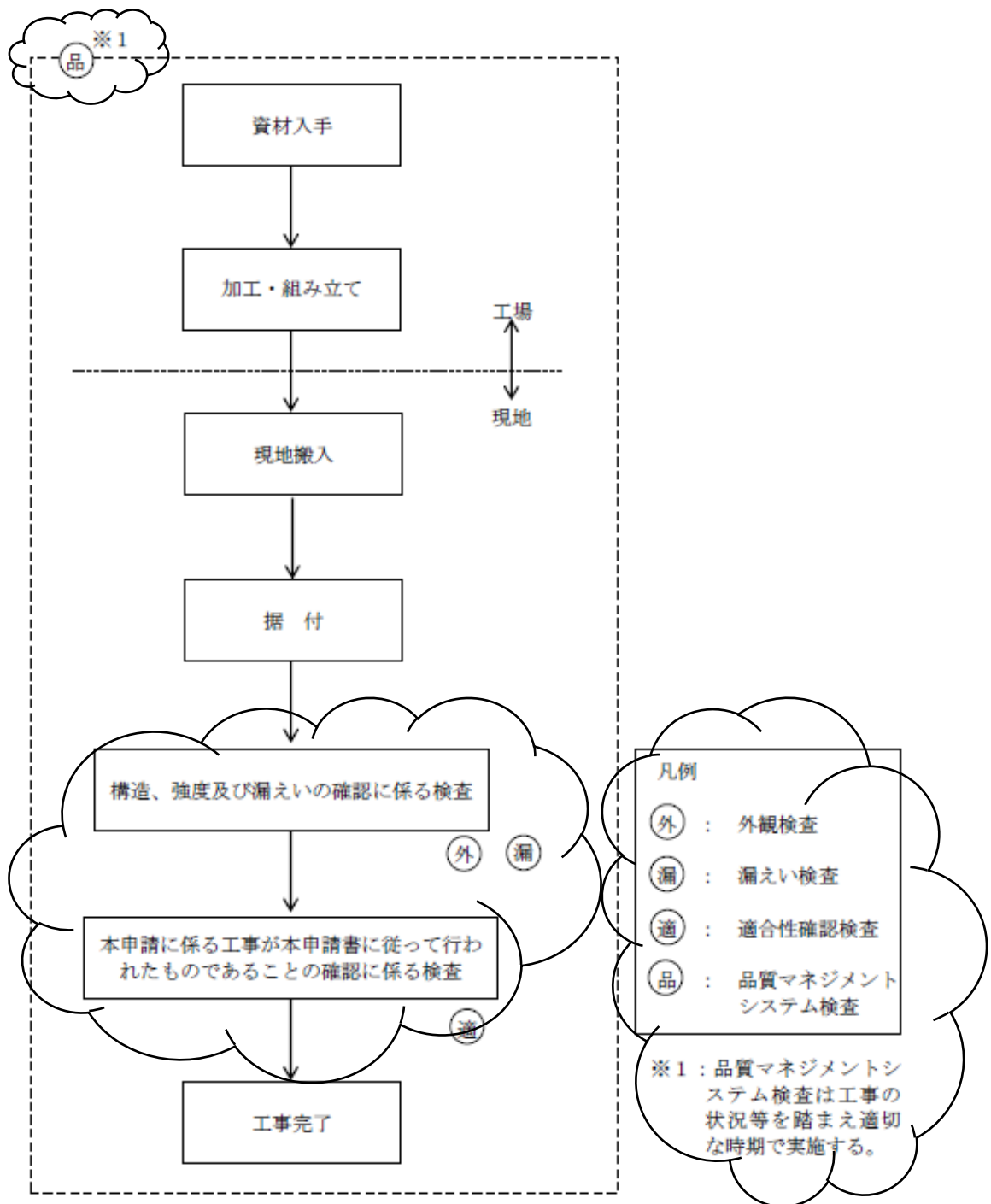


図-1.6 給水用ホース接続口（原子炉建家壁貫通部）の設置工事フロー図

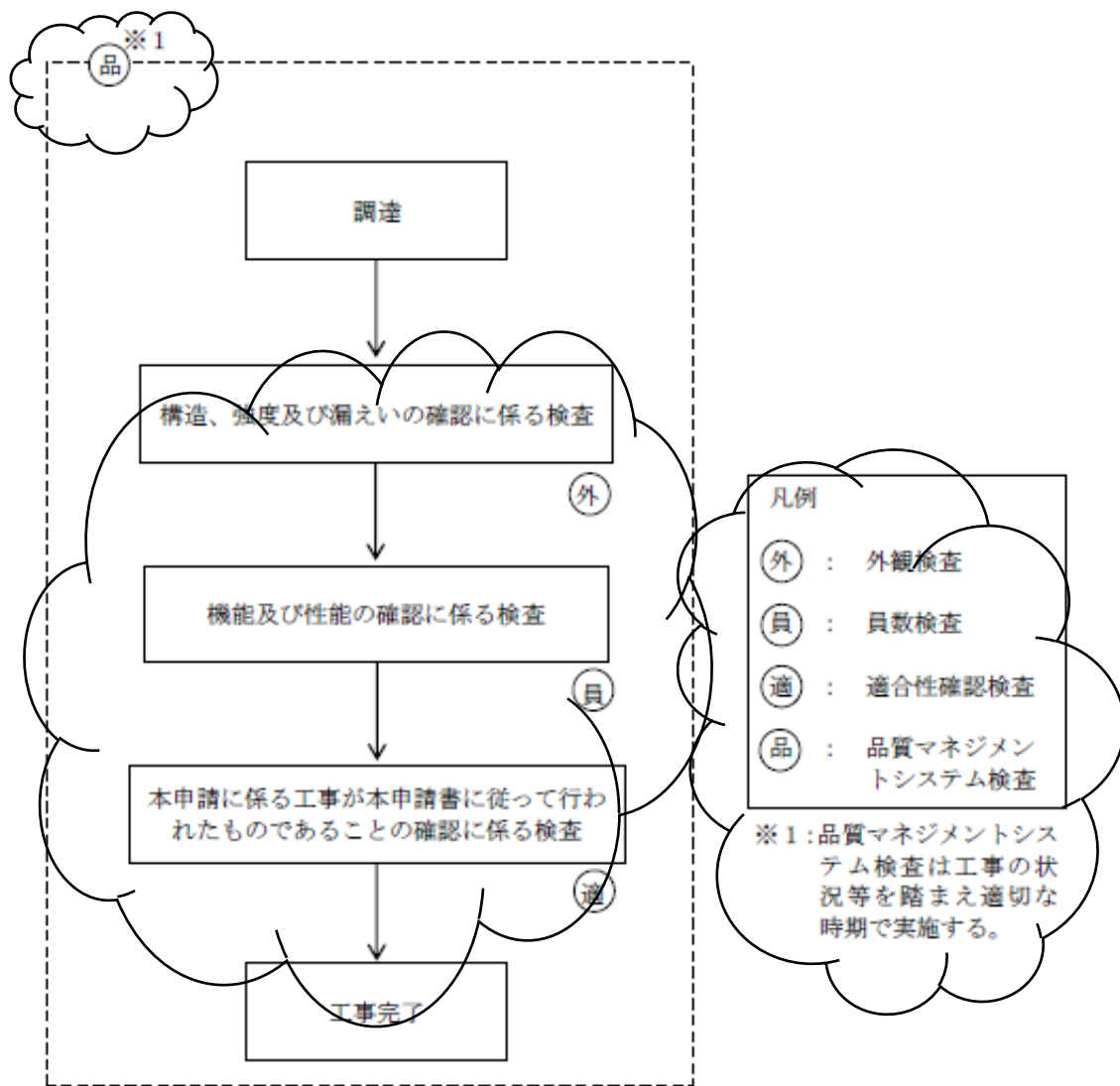


図-1.7 その他の冠水維持機能喪失時用給水設備の設置工事フロー図

【R2.6.24 ヒアリングコメント】

工事工程表については、工期のみでなく検査時期も記載すること。

上記コメントを受け、設工認申請書記載事項第4号「工事工程表」に以下の内容を記載する。
(設工認その12 (冠水維持機能喪失時用給水設備の設置))

4. 工事工程表

年度 項目	令和2				令和3
	I	II	III	IV	I
冠水維持機能喪失時 用給水設備の設置 ^{※1}	<div style="border: 2px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>				△ 外・漏・員・適

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査

外：外観検査 漏：漏えい検査

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

員：員数検査

(3) 本申請に係る工事が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査

適：適合性確認検査、品：品質マネジメントシステム検査 (※2)

※1：他の新規制基準対応に係る工事の状況を踏まえ、期間内で工事を実施する。

※2：品質マネジメントシステム検査は、工事の状況を踏まえ、適切な時期で実施する。

また、工事を伴わない既設設備に関する申請（設工認その13等）については、記載を以下のとおり見直す。

4. 工事工程表

本申請は既設設備の評価等に関するものであり、工事を伴うものではないため、他の新規制基準対応に係る工事の状況を踏まえ、適切な時期に必要な検査を実施する。